

役 員 の 選 出

会長の選出について
副会長の選任について

【参考】

伊勢市防犯推進協議会規則（抜粋）

（会長及び副会長）

第2条 協議会に、会長及び副会長2人を置く

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を行う。